

ヒューマンデザインジャパン全講座共通受講規約

2020 年 12 月 10 日制定

2023 年 1 月 1 日変更

この規約は、合同会社ヒューマンデザインジャパン（以下「弊社」といいます。）が主催する講座又は弊社の登録者が講師を務めるヒューマンデザイン・システム等に関する講座が実施される場合におけるその講座の受講者、主催者及び講師並びに弊社の間の契約の内容等についての法的な関係を定めるものです。

第 1 条（定義）

- この規約（前文を除きます。）において、次の表の左欄の用語は、それぞれ同表の右欄に定めたとおりの意味を有するものとします。

本講座	弊社が主催する講座及び弊社の登録者が講師を務めるヒューマンデザイン・システム等に関する講座
受講者	本講座を受講する者
講座主催者	本講座の主催者
講師	本講座の講師
受講契約	本講座を受講することを内容とする受講者と講座主催者との間の契約
秘密保持等契約	この規約の各条項（前文及び第 2 条を除きます。）を内容とするヒューマンデザイン・システム等に関する秘密保持等について定める受講者と弊社との間の契約

- この規約において、別表第 1 の左欄の用語は、それぞれ同表の右欄に定めたとおりの意味を有するものとします。

第 2 条（秘密保持等契約の締結等）

- 受講者が弊社主催の本講座の受講を申し込んだ場合、本講座の受講の申込みを弊社が承諾した時点で、受講者は弊社に対して秘密保持等契約の締結を申し込み、弊社は当該申込みを承諾したものとします。
- 受講者が本講座（弊社主催のものを除きます。）の受講を申し込んだ場合、本講座の受講の申込みを講座主催者が承諾した時点で、受講者は弊社に対して秘密保持等契約の締結を申し込み、講座主催者は弊社を代理して当該申込みを承諾したものとします。
- 受講者が未成年である場合には、受講者は、本講座の受講を申し込む際に、親権者の同意書を弊社に直接又は講座主催者を通じて提出しなければなりません。

第 3 条（受講にあたっての確認・承諾）

受講者は、本講座の受講にあたって、次の事項を確認及び承諾するものとします。

- 受講による効果には個人差があり、弊社、講座主催者及び講師は受講者に対し、何らかの利益や結果が発生することやその可能性があることを保証するものではないこと。
- 弊社、講座主催者及び講師は、弊社、講座主催者又は講師が受講者に顧客（リーディングを受ける顧客や講座を受講する顧客）を紹介することで受講者がリーディング料や受講料を得ることができるということによって本講座の受講を勧誘したものではないこと。
- 弊社、講座主催者及び講師は、弊社、講座主催者又は講師が提供又は斡旋する業務に従事することによって受講者が何らかの利益を収受しうることをもって本講座の受講を勧誘したものではないこと。
- 弊社、講座主催者又は講師は、本講座を録音、録画その他の方法により記録することがあること。
- 弊社、講座主催者又は講師は、前号の録音、録画その他の記録を、次の用途に利用することができるものとする。

イ 過去に行われた講座の記録としての保存

ロ 弊社の内部における検討

(6) 講座主催者又は講師は、受講者の個人情報を弊社に対して開示することがあること。

第4条（受講に関する禁止事項）

1. 受講者は、本講座の受講にあたって、本講座の修了又は受講契約の終了までの間、弊社の承諾なく次の行為を行ってはなりません。
 - (1) 講座主催者が別途認めた場合を除き、本講座を録音又は録画（ストリーミング配信される本講座の音声又は動画の保存を含みます。）すること。
 - (2) 講座進行を妨害することその他本講座を受講している他の者の迷惑になる行為を行うこと。
 - (3) 自己の商品・サービス等の売り込み又は勧誘その他ヒューマンデザイン・システム等の学習に関連しない目的のために本講座を利用すること。
 - (4) 弊社、講座主催者又は講師の指示に従わないこと。
 - (5) 前各号のほか、受講契約で禁止されている行為を行うこと。
 - (6) 前各号のほか、本講座の円滑な運営に支障をきたす行為を行うこと。
2. 登録者ではない受講者は、本講座の修了又は受講契約の終了までの間、弊社の承諾なくリーディング、講座開催、イベントの開催、ヒューマンデザイン・システム等を用いた広報活動その他ヒューマンデザイン・システム等を使用した活動を行ってはなりません。
3. 受講者は、本講座の修了又は受講契約の終了までの間、弊社の承諾なく次の行為を行ってはなりません。
 - (1) 受講者が自らの学習又は復習を行うために複製又は翻訳する場合を除き、本講座の教材その他本講座における配布物、本講座の録音又は本講座の録画を複製、貸与、譲渡、公衆送信、翻訳又は翻案すること。
 - (2) 本講座の教材その他本講座における配布物、本講座の録音若しくは本講座の録画又はこれらの副生物若しくは翻訳物を本講座の学習又は復習以外の用途に用いること。
 - (3) 弊社の有する登録商標（レイヴ・マンダラ（the Rave Mandala）についての商標登録第 5589938 号及び第 5748098 号を含みます。）を使用すること（登録者である受講者が弊社と締結している登録契約に従って使用する場合を除きます。）。
 - (4) 前3号のほか弊社又は Jovian の知的財産権を侵害すること。
 - (5) 次の場合を除き、本講座の教材、本講座における配布物、本講座の録音、本講座の録画その他本講座の内容を第三者（家族や友人を含みます。）に開示又は伝達すること。
 - イ 弊社、講座主催者又はその情報に関する講座を修了している登録者に対して開示又は伝達する場合
 - ロ 自らの学びを深める目的で、自らと同じ本講座を受講している他の受講者又はその情報に関する講座を受講中である若しくは修了した者（弊社所定の方法により受講若しくは修了の事実を確認することができる者に限ります。）に対して勉強会その他の方法により開示又は伝達する場合
 - ハ 自らの学びを深める目的で、配偶者、2親等内の親族、プライベート又はビジネスでのパートナーに対し、口頭かつ1対1で開示又は伝達する場合
4. 弊社は、受講者が前3項の規定に違反した場合、受講の継続（本講座の資料の配付の継続を含みます。）を拒否することができるものとします。この場合であっても、受講者は受講料の支払義務その他の受講契約に基づき講座主催者に対して負う義務を免れません。

第5条（修了）

1. 受講者は、本講座の全ての講義の受講、レポートの提出その他の講座主催者の定める要件を満たすことにより、本講座を修了したものと扱われます。ただし、弊社は、本講座で行われた講義その他知識授与が本講座と同種の講座と比較して不十分であると認める場合には、講座主催者及び講師の経済的負担において受講者に補講の受講を求めることがあり、この場合には当該補講の全部を受講することにより本講座を修了したものと扱われるものとします。
2. 受講者は、本講座の修了によって別表第2の必修講座欄の講座の全部を修了したこととなったときは、これに対応する別表第2の種別欄の種別の登録者としてのプロフェッショナル登録を弊社に対して求めることができるものとします。ただし、本講座の修了時に、当該種別について別表第2のその他条件欄の条件の全部を満たしていない場合には、当該条件の全部を満たしたときに当該種別の登録者としてのプロフェッショナル登録を求めることができるものとします。
3. 前項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する受講者は、弊社に対してプロフェッショナル登録を求めることができないものとします。
 - (1) この規約又は秘密保持等契約その他弊社との間の契約（弊社の規約に基づき締結される契約を含みます。）に違反した者
 - (2) 登録者だったことがある者であって除名された者（当該除名の後に再度プロフェッショナル登録を認められた者を除きます。）
 - (3) 登録者となった場合に除名されるべき事由がある者

第6条（修了後の禁止事項）

1. 本講座の修了又は受講契約の終了の時に登録者ではない受講者は、本講座の修了又は受講契約の終了後も、弊社の承諾なく次の行為を行ってはなりません。
 - (1) 登録者となることなく、リーディング、講座開催、イベントの開催、ヒューマンデザイン・システム等を用いた広報活動その他ヒューマンデザイン・システム等を使用した活動を行うこと。
 - (2) 第4条第3項第(1)号から第(5)号までの行為を行うこと。
2. 前項の規定は、前項の受講者が登録者となった時点以降には適用されないものとします。
3. 本講座の修了時に登録者である受講者の本講座の修了後の禁止事項及び本講座の修了時に登録者ではない受講者が登録者となった時点以降の禁止事項は、受講者が弊社と締結する登録契約の定めるところによるものとします。

第7条（知的財産権）

登録者ではない受講者がヒューマンデザイン・システム等を使用して作成した物又は情報について生じた知的財産権は、次のとおり扱われるものとします。ただし、当該受講者が登録者となった後に生じた知的財産権については、登録契約の定めるところによるものとします。

- (1) 法令上弊社に原始的に帰属させることができる知的財産権は、弊社に帰属するものとします。
- (2) 弊社に原始的に帰属する知的財産権以外の知的財産権であって、法令上弊社に譲渡することができる知的財産権（著作権法第27条及び第28条の権利を含みます。）は、発生と同時に受講者から弊社に譲渡されるものとします。
- (3) 弊社に原始的に帰属し又は譲渡により弊社に帰属することとなった知的財産権以外の知的財産権（著作者人格権及び肖像権を含みます。）については、受講者は当該知的財産権を弊社又は弊社が指定する者に対して行使しないものとします。

第8条（個人情報）

弊社は、受講者の個人情報（講座主催者又は講師を経由して入手したものを含みます。）を、弊社が別途定めるプライバシーポリシーに従って取り扱うものとします。

第9条（登録者の特則）

前2条の規定は、登録者である受講者には適用されないものとし、登録者である受講者についてのヒューマンデザイン・システム等を使用して作成した物又は情報について生じた知的財産権及び受講者の個人情報に係る事項については、弊社との間で締結した登録契約の定めるところによるものとします。

第10条（損害賠償・違約金・差止め）

1. 受講者がこの規約又は秘密保持等契約に違反した場合には、直ちに、違約金として、次の各号の合計金額を弊社に支払うものとします。
 - (1) 弊社が当該違反によって被った損害（次号の損害を除きます。）の額
 - (2) 弊社が当該違反によって被った合理的な範囲の弁護士費用の支出による損害の額
 - (3) 500,000 円
2. 弊社は、受講者が前項の違反により受けた利益の額を、前項第1号の損害の額とみなすことができるものとします。
3. 弊社は、第1項の違反行為について弊社が正規に許諾した場合に弊社が受けるべき金額を、第1項第1号の損害の額とみなすことができるものとします。
4. 受講者は、第1項の違約金を支払う場合には、弊社が当該違約金を請求するために要した費用（合理的な範囲の弁護士費用を含みます。）を、当該違約金と併せて弊社に支払うものとします。
5. 前2項の支払義務その他この規約又は秘密保持等契約に基づく受講者の弊社に対する金銭債務の不履行に係る損害賠償の額は、年14.6%の利率によって定めるものとします。
6. 受講者がこの規約又は秘密保持等契約に違反してリーディング、講座開催、イベントの開催、ヒューマンデザイン・システム等を用いた広報活動その他ヒューマンデザイン・システム等を使用した活動を行う場合、弊社はその差止めを求めることができるものとします。

第11条（効力）

1. 秘密保持等契約は、受講契約が解除され又は取り消された場合でも、有効に存続するものとします。
2. 受講者と弊社が合意によりこの規約又は秘密保持等契約の特則を定めた場合は、当該特則の定めがこの規約又は秘密保持等契約に優先するものとします。

第12条（変更）

弊社は、民法第548条の4第1項各号の場合には、変更の効力発生時期を定めた上で、この規約を変更する旨及び変更後の規約の内容並びに当該効力発生時期を弊社のウェブサイトに掲載して周知することにより、この規約を変更することができるものとします。この場合、既に締結された秘密保持等契約も、変更後の規約に定める内容に変更されるものとします。

第13条（準拠法・管轄）

1. この規約及び秘密保持等契約並びにこれらに係る法律行為については、日本法を準拠法とします。
2. この規約及び秘密保持等契約に関する調停、訴えその他一切の紛争は、東京地方裁判所を調停及び第一審の専属的合意管轄裁判所とします。ただし、弊社を当事者とし不在紛争について、弊社以外の当事者が管轄裁判所について別段の合意をしたときは、当該紛争の管轄裁判所については当該合意によるものとします。

別表第 1（定義）

Jovian	Jovian Archive Media Pte. Ltd.
ヒューマンデザイン・システム等	次の知識体系その他ラー・ウル・フー（Ra Uru Hu）の教えを基礎とし又はこれから派生する知識体系並びにこれらの知識体系に属する知識 (1) ヒューマンデザイン・システム（The Human Design System） (2) グローバル・インカーネーション・インデックス（The Global Incarnation Index） (3) プライマリー・ヘルス・システム（Primary Health System）
プロフェッショナル登録	リーディングやヒューマンデザイン・システム等の講座を行う者として弊社に登録すること
登録者	現に弊社にプロフェッショナル登録を行っている者
登録契約	2020 年 12 月 10 日に弊社が制定した「ヒューマンデザインジャパン登録者規約」（その後の変更を含みます。）に基づく登録契約その他の登録者が弊社にプロフェッショナル登録するために弊社との間で締結する契約
他国組織等	Jovian 及びヒューマンデザイン・システム等の使用を他人に許諾することについてのライセンスを Jovian から受けた日本国外の組織
リーディング	原則として 1 対 1 で行う、ヒューマンデザイン・システム等を用いた個人の特性の読み解き
イベント	複数者を相手に行う次の催しその他の催しであって、ヒューマンデザイン・システム等を用いたもの (1) 説明会（リーディングに興味のある方や講座未受講の方などを対象とし、ヒューマンデザイン・システム等の紹介、登録者が行うことのできるリーディングの紹介や登録者が講座開催することができる講座の紹介をすることにより、リーディング対象者や受講者に納得し安心してもらうための催しであって、登録者が講座開催することができる講座の内容の範囲内で行われるものをいいます。） (2) 体験会（説明会に加え、講座の一部を体験してもらうことにより、リーディング対象者や受講者に納得し安心してもらうための催しであって、登録者が講座開催することができる講座の内容の範囲内で行われるものをいいます。） (3) 復習会（登録者が講座開催することができる講座の受講者（再受講者や別の登録者から受講した受講者を含みます。）を対象とした、当該講座内容のフォローアップや復習のための催しであって、当該講座の内容の範囲内で行われるものをいいます。）
講座開催	ヒューマンデザイン・システム等を用いた講座を開催すること

ヒューマンデザイン・システム等を用いた広報活動	弊社、登録者、ヒューマンデザイン・システム等又はヒューマンデザイン・システム等を使用した商品若しくはサービスを、ヒューマンデザイン・システム等を用いながら広報（プロモーション）する活動
知的財産権	著作権、著作者人格権、著作隣接権、肖像権、特許権その他無体財産権（将来の立法に係るもの及び外国法に基づくものを含みます。）
LYD	Living Your Design
BS1	ベーシックコース 1
BS2	ベーシックコース 2
ABC	Rave ABC
APT	アプレンティストレーニング
ABT	アンバサダートレーニング
RC	Rave Cartography
PTL1,2,3,4	プロフェッショナルトレーニングレベル 1、2、3、4
LYD ガイド	Living Your Design ガイド

別表第 2（登録条件）

種別		必修講座	その他条件
リーディング登録	アプレンティス	LYD、BS1、BS2、ABC、APT	
	アンバサダー	LYD、BS1、BS2、ABC、RC、LYD ガイド、ABT	
	プレアナリスト	LYD、BS1、BS2、ABC、RC、PTL1,2,3,4	
	プロフェッショナルアナリスト	LYD、BS1、BS2、ABC、RC、PTL1,2,3,4	(1) LYD の修了後 3 年半以上が経過したこと (2) 弊社が行う審査に合格したこと
	上記以外の各種アナリスト	アナリストの種類に応じたアナリストトレーニング講座	
講師登録	LYD ガイド	LYD、ABC、RC、LYD ガイド	
	上記以外の各種ティーチャー	ティーチャーの種類に応じたティーチャートレーニング講座	